

一般事業主行動計画

弁護士法人牛見総合法律事務所

従業員が仕事と生活を両立し、働きやすい職場環境を整備することによって、すべての従業員がその能力を発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年2月1日～令和9年1月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規程を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和7年2月～ 検討開始
- 令和7年4月～ 制度の導入、社内チャットツールなどで制度について従業員に周知

目標2：将来的に男女とも「育児休業取得率 100%」及び「育児休業期間 1 か月以上」を目指す。

<対策>

- 令和7年2月～ 従業員へのヒアリング、取り組みの検討開始